

基山町農業委員会会議録

令和4年6月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第15号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第16号議案	農地法第5条の規定による許可申請	3件
第17号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	9件
第18号議案	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない申出	1件
報告第16号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	1件
報告第18号	農地を農業用施設に使用する届出受理報告	1件
その他(1)	令和4年度最適化活動の目標の設定等について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和4年6月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第6回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請がありましたので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号1番朗読

この件につきましては、譲受人が生前贈与による所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の事業計画から、農地保全に係る農機具の確保は問題なく、耕作等の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が経営に係る農作業に自ら従事する日数が年間150日以上であることから、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含めた、経営する農地の合計面積が3,731㎡となることから、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第4区公民館付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

農地パトロールでは保全管理をされています。

道は歩いて行けるくらいの道幅です。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第15号1番について許

可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第15号1番について、全員一致で許可します。

次に、議案第15号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号2番朗読

この件につきましては大雨で浸水被害を受けた園芸農家が、経営移転先として、所有権移転を申請するものです。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから農地すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、経営する農地の合計面積が36,509㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用（ハーブを栽培）し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第6区平林集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

問題ありません。

園部推進員

農地の管理や周辺農地の管理者とのかかわりをよくしてほしい。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第15号2番について許

可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第15号2番について、全員一致で許可します。

次に、第16号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第16号議案1番朗読

この件につきましては、譲受人が利用していた町内の資材置き場について、貸借契約の解約の申し入れがあり、急きょ町内に代替の資材置き場が必要となったことにより、農地を転用するものです。今回転用する農地は、隣接する農地の同意もとれており、近隣農地への営農に支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については、その他の候補地についても検討されましたが、申請地は、農用地ではあるもののすでに盛土が行われ現在畑として使用されており、接道・排水・騒音等の周辺への影響が軽微なことから、当該土地を選定されており、周辺の他の土地に立地することは困難であるため、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

場所は第6区基山町総合運動公園の北側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第16号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第16号議案2番について許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第16号議案2番朗読

この件につきましては、譲受人が宅地の拡張のため、農地を転用するものです。今回転用する農地は、近隣農地への営農に支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については、代替地を選定することは困難であり、周辺農地に及ぼす影響が軽微であるためこの土地を選定されています。周辺の他の土地に立地することが困難であるため、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第4区辻集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

6番委員

両親の宅地周辺に住居を建築する予定ですが建築予定地が手狭なため拡張されます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案2番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第16号議案2番は、全員一致で許可します。

次に、第16号議案3番について許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第16号議案3番朗読

この件につきましては、譲受人が基山汚水ポンプ場建設工事を受注したことにより、近隣に資材置き場が必要となり、農地を転用するものです。今回転用

する農地は、隣接する農地の同意もとれており、近隣農地への営農に支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、鉄道の駅から概ね500m以内の農地で、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(ア)の(a)」に該当し、許可区分については、その他の候補地についても検討されましたが、申請地は、建設現場に近く、必要面積を満たした、軽微な造成で使用できる用地であること、周辺農地に及ぼす影響が軽微であることからこの土地を選定されており、周辺の他の土地に立地することは困難であるため、許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第5区灰塚集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

6月から12月末までの期間借地です。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案3番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第16号議案3番は、全員一致で許可します。

次に、第17号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第17号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻15kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

園部受託組合で耕作されている農地の代表者が変更になりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第17号議案1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第17号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第17号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号2番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻15kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

園部受託組合で耕作されている農地の代表者が変更になりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第17号2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第17号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第17号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号3番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻15kgです。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

園部受託組合で耕作されている農地の代表者が変更になりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第17号3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第17号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第17号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号4番朗読

この件につきましては、相手方の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻15kgです。場所は、第1区麦尾集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

園部受託組合で耕作されている農地の代表者が変更になりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第17号4番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第17号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第17号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号議案5番朗読

この件につきましては、相手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区長ノ原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野・小倉推進員

長野会で耕作されている農地の代表者が変更になりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第17号5番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第17号5番について、全員一致で決定します。

次に、議案第17号6番から9番については再設定ですので朗読は省略します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

6番につきましては、相手方の高齢化により貸借権を再設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆当たり水稻60kgです。場所は、第1区鈴町集落付近にある圃場です。

7番につきましては、相手方からの要望に伴い貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

8番につきましては、相手方からの要望により貸借権を再設定するもので

す。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、第7区長野集落付近にある圃場です。

9番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借受人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われま

議 長

意見はありませんか。ないようでしたら議案第17号6番から9番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第17号6番から9番について、全員一致で決定します。

次に、議案第18号農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号朗読

この件につきましては、申請人から当該地は農地に該当しないことの申出があり、現地調査を行ったところ、当該地は周辺の影響により山林化が進んできており、農地に復元することが困難であることを確認しました。

場所は、第6区基山総合運動公園北側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら議案第18号については非農地と判断したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第18号について、全員一致で決定します。

次に、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第16号朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。令和4年5月23日付けで受理通知書を交付しております。場所は、第6区池ノ坂集落側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら報告第16号を終わります。

次に、報告第17号農地法第18条の規定による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第17号

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和4年5月23日に受理通知書を送付しています。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら報告第17号を終わります。

次に、報告第18号農地法施行規則該当転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告第18号

この件につきましては、農地への侵入路が狭小ですので、畑の一部を農地の進入路として転用されます。令和4年5月23日に受理通知書を送付しています。場所は、第6区八辺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら報告第17号を終わります。

次に、その他（１）令和４年度最適化活動の目標の設定等について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）

この件につきましては、農林水産省経営局長通知に基づき、農業委員会の「最適化活動の目標」を策定し、その計画に沿って活動、点検・評価を行い公表することとなっております。

この度、令和４年度の「最適化活動の目標」を作成しましたので、農業委員会で承認後、県に報告し公表します。

農地の集積の目標については、佐賀県が定めた目標に合わせ１０年後の集積率を８０％と設定しております。

また、委員の最適化活動を行う日数目標を８日／月、活動の強化月間を８月、１０月、１２月の３月を設定しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

意見がないようでしたら、その他について、承認される方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他について、全員一致で承認します。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年6月1日

署名人

議 長

委 員

委 員